

# 1 厳しさを増す犯罪情勢

## (1) 刑法犯の認知・検挙状況

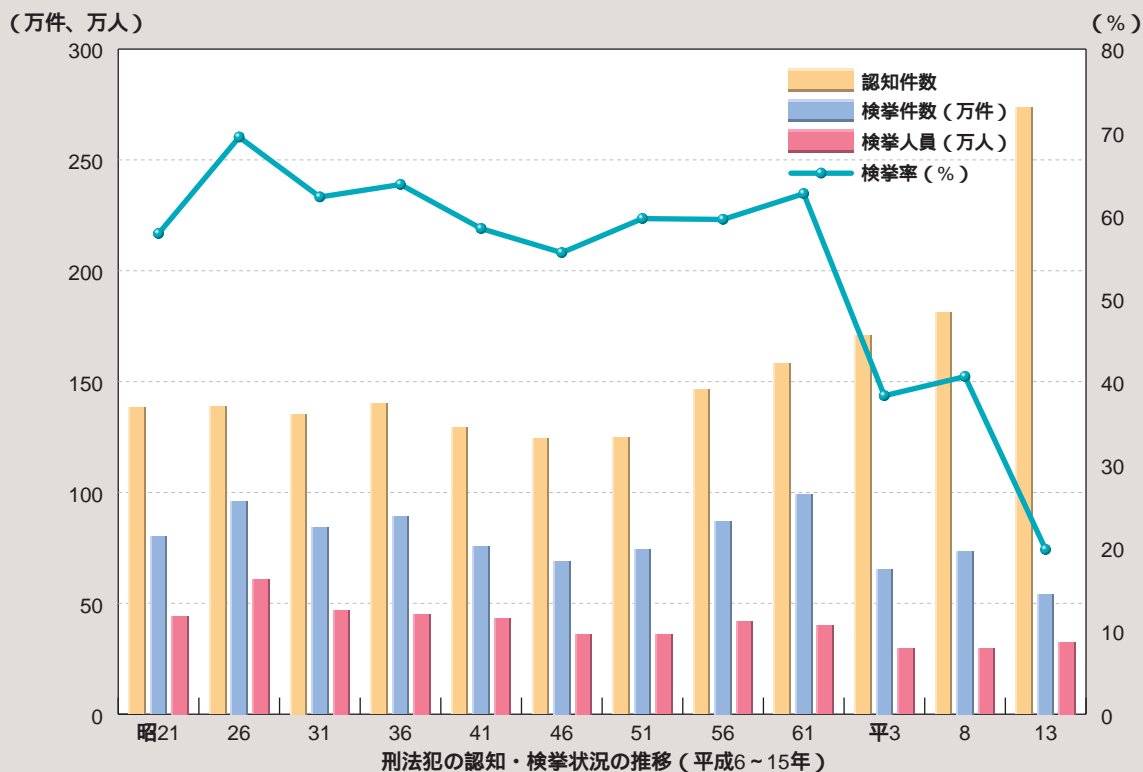
刑法犯の認知件数は、平成8年以降14年まで7年連続で戦後最多を記録したが、15年中は279万136件で、6万3,603件（前年比2.2%減）減少し、その増加に歯止めが掛かった。しかし、140万件前後で推移していた昭和期の約2倍の水準にあることに変わりなく、内容をみても、強盗や住宅対象の侵入盗が増加しているほか、少年による凶悪犯が多発し、来日外国人等による組織犯罪が深刻化するなど、情勢は依然厳しい。

刑法犯の検挙件数は、5年以降70万件台で推移していたが、12年に大きく減少して50万件台に落ち込み、13年もさらに減少した。しかし、14年以降は連続して増加し、15年中は64万8,319件（前年比5万5,960件（9.4%）増）であった。

刑法犯の検挙人員は、平成に入り30万人前後で推移していたが、13年以降は連続して増加し、15年中は37万9,602人（前年比3万2,044人（9.2%）増）で、平成に入り最多となった。

刑法犯の検挙率は、昭和期にはおおむね60%前後の水準であったが、平成に入ってから低傾向にあり、13年には19.8%と戦後最低を記録した。しかし、14年以降は連続して上昇し、15年は23.2%（前年比2.4ポイント増）であった。

図4-1 刑法犯の認知・検挙状況の推移（昭和21～平成15年）

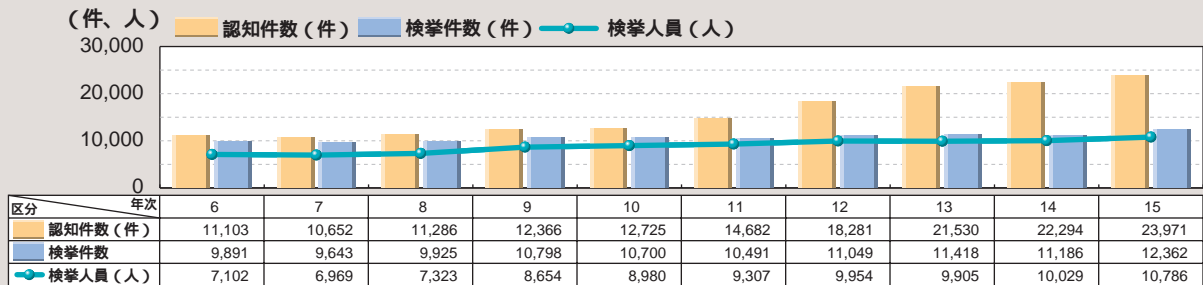


区分	年次	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
認知件数（件）		1,784,432	1,782,944	1,812,119	1,899,564	2,033,546	2,165,626	2,443,470	2,735,612	2,853,739	2,790,136
検挙件数		767,844	753,174	735,881	759,609	772,282	731,284	576,771	542,115	592,359	648,319
検挙人員（人）		307,965	293,252	295,584	313,573	324,263	315,355	309,649	325,292	347,558	379,602
検挙率（%）		43.0	42.2	40.6	40.0	38.0	33.8	23.6	19.8	20.8	23.2

## (2) 重要犯罪の認知・検挙状況

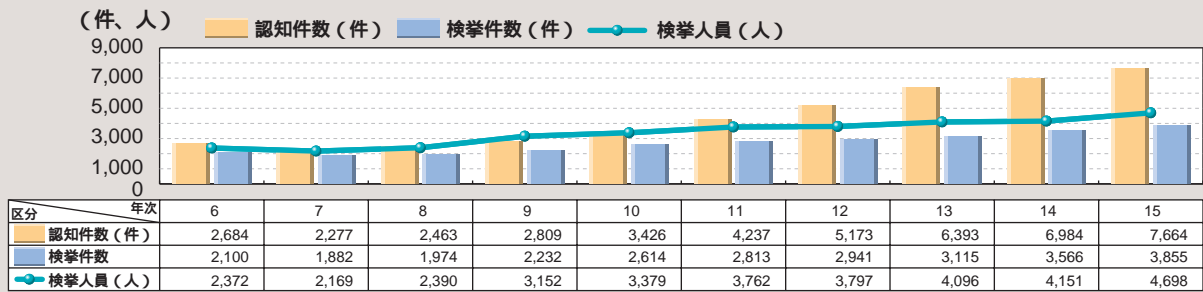
重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦、略取・誘拐及び強制わいせつをいう。）の認知件数は、平成11年以降、強盗と強制わいせつの増加を背景に急増し、15年中は2万3,971件（前年比1,677件（7.5%）増）で、過去10年間で約2.2倍に増加した。

図4-2 重要犯罪の認知・検挙状況の推移（平成6～15年）



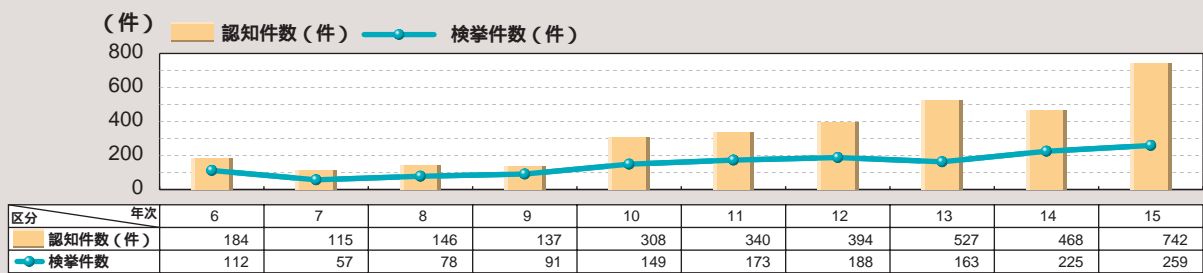
このうち強盗の認知件数は、戦後最低であった元年以降増加傾向にあり、15年中は7,664件（前年比680件（9.7%）増）で、過去10年間で約2.9倍に増加した。検挙件数と検挙人員は共に増加傾向にあるが、認知件数の伸びが大きいいため、検挙率は50.3%（前年比0.8ポイント減）にとどまっている。

図4-3 強盗の認知・検挙状況の推移（平成6～15年）



また、強盗のうち、深夜におけるコンビニエンスストア・スーパーマーケットを対象とした強盗事件<sup>注</sup>は10年以降急増し、15年中は742件（前年比274件（58.5%）増）と、過去10年間で約4.0倍に増加した。

図4-4 深夜におけるコンビニエンスストア・スーパーマーケット対象強盗事件の認知・検挙状況の推移（平成6～15年）



注：午後10時から翌午前7時までの間に、営業しているコンビニエンスストア・スーパーマーケットの売上金等を目的として取行された強盗事件で、警察庁に報告があったものをいう。

### (3) 街頭犯罪・侵入犯罪の認知・検挙状況

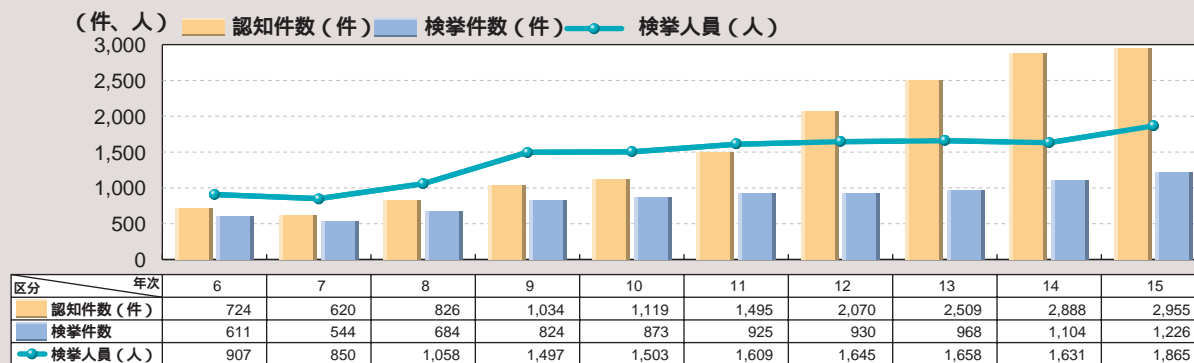
#### 街頭犯罪

平成15年中の街頭犯罪の認知状況を手口別にみると、ひったくり、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい等が減少する一方、路上強盗、自動車盗等が増加している。

#### ア 路上強盗

路上強盗の認知件数は、8年以降増加を続け、特に11年以降は急増した。15年中は2,955件（前年比67件（2.3%）増）で、過去10年間で約4.1倍に増加した。15年中の検挙件数は1,226件（前年比122件（11.1%）増）、検挙人員は1,865人（前年比234人（14.3%）増）であった。検挙人員の約7割を少年が占めている。

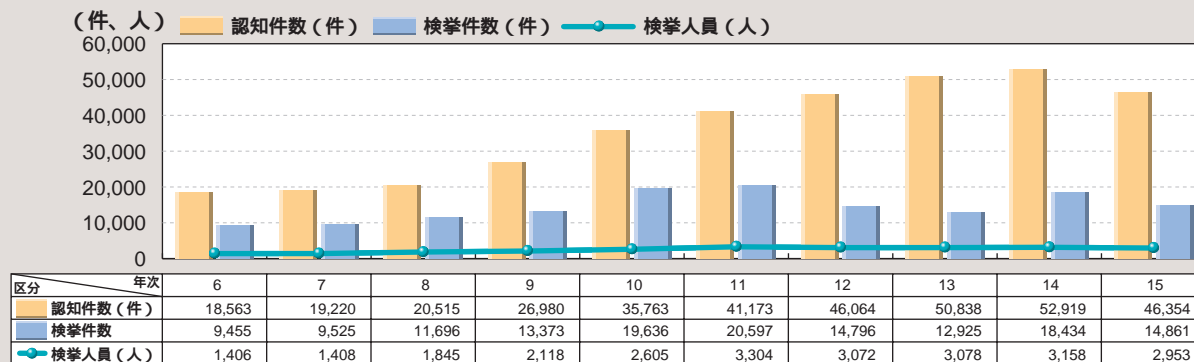
図4-5 路上強盗の認知・検挙状況の推移（平成6～15年）



#### イ ひったくり

ひったくりの認知件数は、3年以降増加し続けていたが、15年中は4万6,354件（前年比6,565件（12.4%）減）で、13年振りの減少となった。15年中の検挙件数は1万4,861件（前年比3,573件（19.4%）減）、検挙人員は2,953人（前年比205人（6.5%）減）であった。路上強盗と同様に、検挙人員の約7割を少年が占めている。

図4-6 ひったくりの認知・検挙状況の推移（平成6～15年）



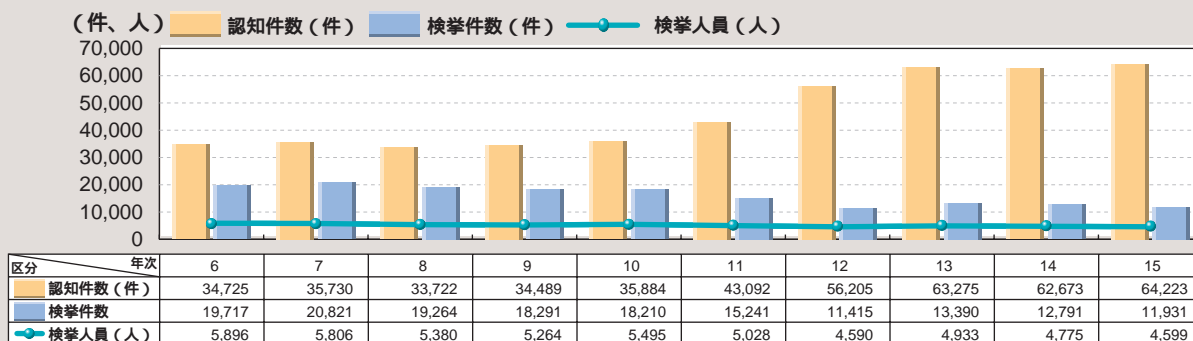
## ウ 自動車盗

自動車盗の認知件数は、11年から13年までの間に急増し、以降ほぼ横ばいの水準にある。15年中は6万4,223件（前年比1,550件（2.5%）増）であった。検挙件数と検挙人員は減少傾向にあり、15年中の検挙件数は1万1,931件（前年比860件（6.7%）減）、検挙人員は4,599人（前年比176人（3.7%）減）であった。



港で発見された盗難自動車

図4-7 自動車盗の認知・検挙状況の推移（平成6～15年）



## 侵入犯罪

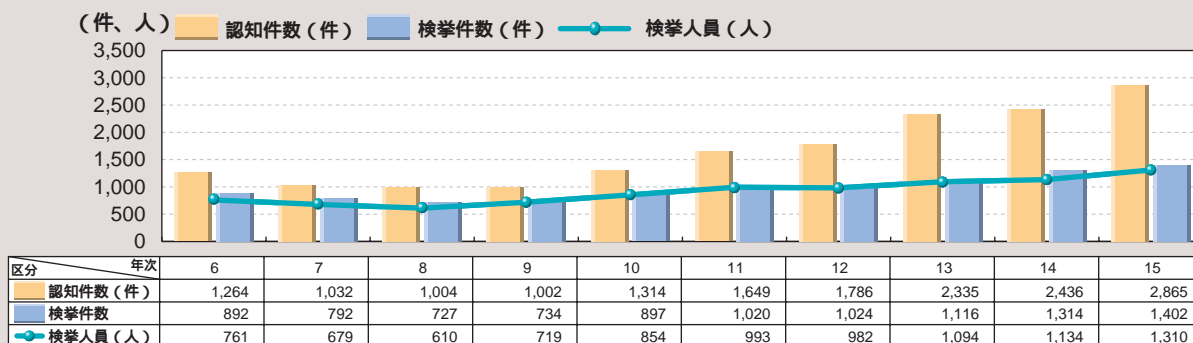
15年中の侵入犯罪の認知件数をみると、侵入強盗が大幅に増加する一方、侵入盗全般については減少に転じた。

### ア 侵入強盗

侵入強盗の認知件数は、10年以降急増し、15年中は2,865件（前年比429件（17.6%）増）であった。また、15年中の検挙件数は1,402件（前年比88件（6.7%）増）、検挙人員は1,310人（前年比176人（15.5%）増）であった。

対象別にみると、住宅が891件で全体の31.1%を、スーパーマーケット等の商店が1,294件で全体の45.2%を占めている。

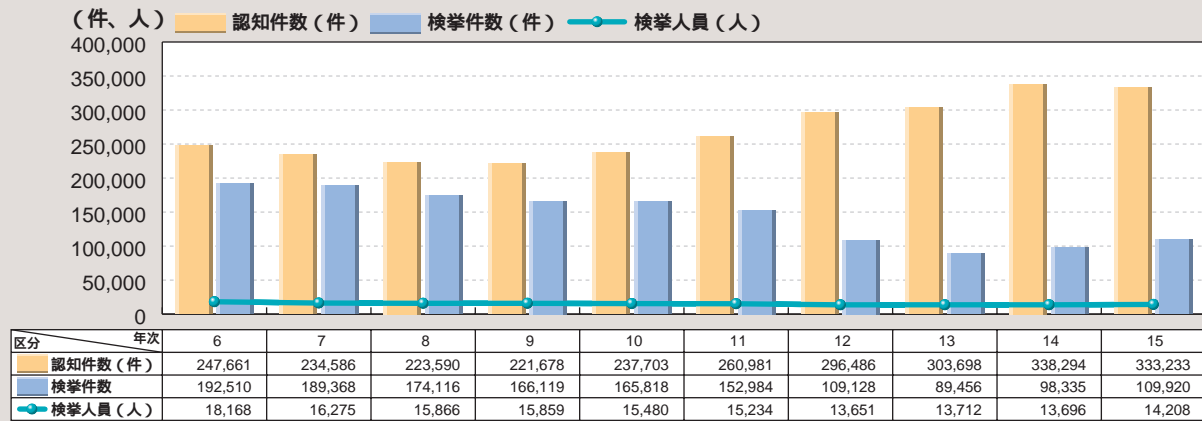
図4-8 侵入強盗の認知・検挙状況の推移（平成6～15年）



## イ 侵入盗

侵入盗の認知件数は、10年以降大幅に増加し、15年中は33万3,233件（前年比5,061件（1.5%）減）であった。検挙件数は、7年以降13年まで毎年減少し続けていたが、14年から増加に転じ、15年中は10万9,920件（前年比1万1,585件（11.8%）増）であった。検挙人員は1万4,208人（前年比512人（3.7%）増）であった。

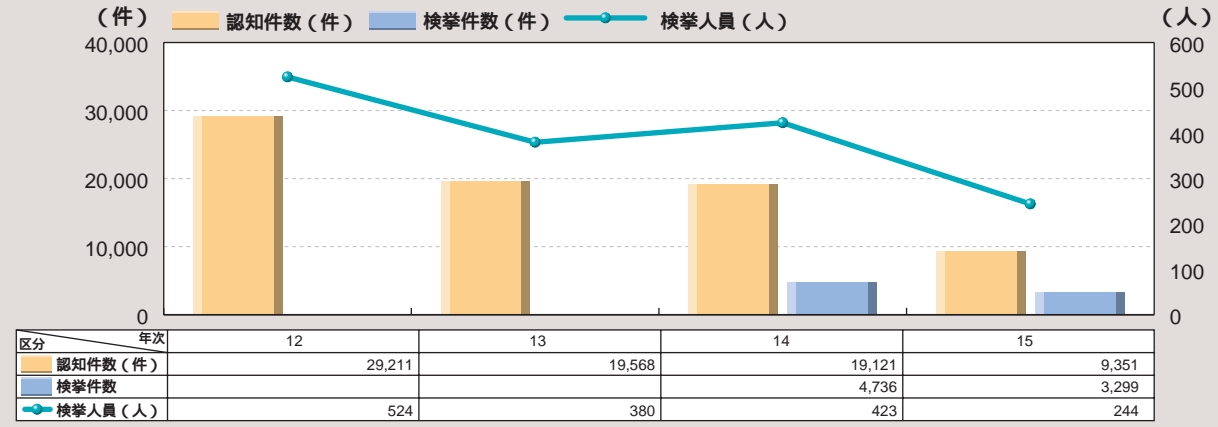
図4-9 侵入盗の認知・検挙状況の推移（平成6～15年）



住宅対象の侵入盗（侵入盗のうち、空き巣ねらい、忍込み、居空きの3つの手口のものをいう。）の認知件数は19万473件（前年比1,137件（0.6%）増）であった。

ピッキング用具を使用した侵入盗<sup>（注1）</sup>の認知件数は9,351件（前年比9,770件（51.1%）減）と、大幅に減少した。一方、ドリルを使用したサムターン回し<sup>（注2）</sup>による侵入盗の認知件数は4,366件（前年比3,526件（419.8%）増）と、急激に増加している。

図4-10 ピッキング用具を使用した侵入盗の認知・検挙状況（平成12～15年）



注1：全国調査は平成12年から実施（検挙件数の全国調査は14年から）。

注2：建物錠が設けられている戸の外側から器具を挿入して、建物錠のサムターン（かんぬきの開閉を行うためのつまみ）を回転させ解錠する侵入手口をいう。全国調査は14年から実施（検挙件数、検挙人員の全国調査は15年から）。



ピッキング用具



サムターン回しの痕跡

#### (4) 組織窃盗事件

近年、来日外国人犯罪グループが広い地域にまたがり侵入盗を行ったり、暴力団員が海外への不正輸出を目的として自動車盗を行ったりするなど、組織的に敢行される窃盗事件が多発している。

##### 事例1

住吉会傘下の暴力団組長の元妻（47）らは、平成11年3月以降14年3月までの間、暴力団員や素行不良者を集めて窃盗グループを組織し、広域にわたり自動車盗を敢行していた上、窃取した自動車をパキスタン人等を介して、アラブ首長国連邦等へ不正に輸出したり、暴力団関係者に売却したりするなどしていた。15年2月までに16都道府県下にわたる自動車盗等603件（被疑者24人、被害総額約16億4,000万円相当）を解決した（警視庁）。

##### 事例2

中国人の男（40）らは、11年6月以降14年6月までの間、上海市出身者を中心とした犯罪グループを組織し、窃盗を実行するグループが集合住宅を対象にピッキング用具を使用して空き巣等を行ったり、預貯金を引き下ろすグループが盗んだ預貯金通帳を使用して不正に現金を引き出す詐欺等を敢行していた。15年2月までに、11都道府県下にわたる窃盗、詐欺等222件（被疑者38人、被害総額約2億9,000万円相当）を解決した（警視庁、福岡、大分、熊本）。

9年10月、警察庁では、組織窃盗事件登録要領を制定し、都道府県警察が認定した組織窃盗事件のうち、特に重要な事件を警察庁登録組織窃盗事件として登録し、他の都道府県警察に情報提供を求めるなど、窃盗組織の壊滅を主眼とする捜査を強化している。制度発足以降15年末現在までの累計で、都道府県警察の認定事件数は377件、このうち警察庁登録事件数は64件である。これまでに被疑者1,981人を検挙し、2万9,623件（被害総額約520億5,000万円相当）を解決している。

また、自動車盗対策として、関係省庁と民間団体から構成される「自動車盗難の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」が作成した「自動車盗難等防止行動計画」（14年1月）に基づき、自動車ナンバー自動読取システムの整備等による自動車盗の取締りや、メーカーへの自動車盗の手口に関する情報の提供による防犯性能の高い自動車の普及、税関への盗難自動車等に関する情報の提供等による盗難自動車の不正輸出の防止等に努めている。

## 2 最近の特徴的犯罪

### (1) いわゆるオレオレ詐欺

平成15年5月以降、息子その他の親族を装うなどして電話を掛け、交通事故の示談金等の名目で現金を要求し、動転した被害者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどしてだまし取る、いわゆるオレオレ詐欺<sup>(注)</sup>の発生が目立っている。

その態様は様々であるが、電話の声だけでは相手方が誰であるかを判別しにくい点を悪用していること、切迫した事情がある旨を慌てた口調で訴えたりして冷静に判断・確認をする余裕を与えないことなどの特徴が認められる。だまし取る名目は、交通事故の示談金が最も多く、次いで、借金の返済、妊娠中絶の費用等となっている。多くの場合、振込先として他人名義・架空名義の預貯金口座が用いられている。

15年中の認知件数は6,504件（うち未遂が2,185件）、被害総額は約43億2,000万円、検挙件数は179件、検挙人員は58人であった。

図4-11 いわゆるオレオレ詐欺の認知件数の推移（平成15年）

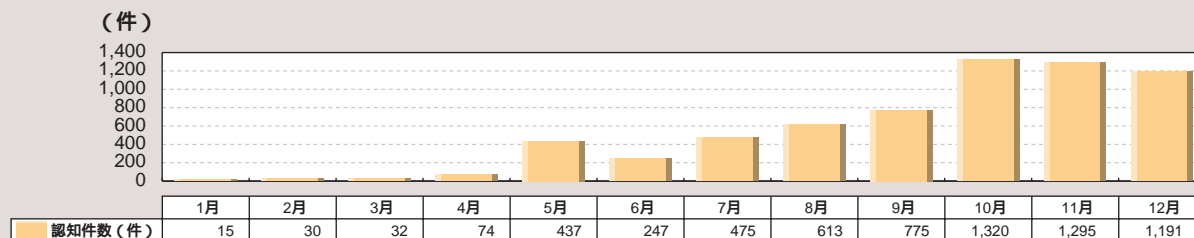


表4-1 いわゆるオレオレ詐欺の形態（詐欺文言）別認知件数（平成15年）

	認知件数 (件)
交通事故示談金名目	4,035
消費者金融等借金返済名目	1,268
妊娠中絶費用名目	367
その他の名目	834
合計	6,504

注：未遂を含む。

このほか、いわゆるオレオレ詐欺と同様に、電話等で誘拐等を偽装し、肉親等を案ずる心理状態につけ込んで恐喝をする事件も多発している。15年中の認知件数は131件（うち未遂が84件）、被害総額は約7,600万円、検挙件数は7件、検挙人員は20人であった。

#### 事例

無職の男（21）らは、15年4月ころ、数回にわたり被害者方に電話を掛け、同人の息子になりすまし、「俺だけど、今、交通事故を起こした。 円で示談できる。相手の口座に振り込んでくれないか。」などと嘘を言い、同人をして電話の相手側が息子本人であり、緊急に金の融通を依頼してきたものと誤信させ、現金合計数百万円を銀行口座に振り込ませた。15年5月、詐欺罪で検挙した（警視庁）。

注：電話口で突然、「ばあちゃん、オレ、オレ、助けてくれ。金が必要なんだ。」などと申し立てる手口から、一般に「オレオレ詐欺」と呼ばれるようになった。

## (2) 建築機械等を使用したATM等を対象とした窃盗事件

建設機械等を使用して現金自動預支払機（ATM）等を収納ブースごと破壊した上、現金を窃取する大胆な手口の事件が平成14年以降多発している。15年中の認知件数は44件（未遂を含む）。検挙件数は52件、検挙人員は33人であった。

表4-2 建設機械等を使用したATM等を対象とした窃盗事件の認知・検挙状況の推移

区分 \ 年次	13	14	15
認知件数（件）	9	57	44
うち未遂	8	31	32
検挙件数	0	1	52
検挙人員（人）	0	2	33



破壊されたATMブース

**事例** 稲川会傘下組織組員（33）らは、13年3月以降15年2月までの間、暴力団員や暴力団周辺者による窃盗グループを組織し、窃取した油圧ショベル等の建設機械を使用してATMブース等を建物ごと破壊し、CD（キャッシュ・ディスペンサー）機、ATMごと窃取する窃盗事件、ファミリーレストラン、スーパーマーケット等を対象とする金庫破り等を広域にわたって敢行していた。15年9月までに、15都県下にわたる窃盗等567件（被疑者37人、被害総額約10億円相当）を解決した（神奈川、静岡、警視庁）。

## (3) 人質立てこもり事件

平成15年中の人質立てこもり事件の認知件数は14件で、すべての事件で被疑者を検挙した。いずれも単独の犯行で、人質が死傷した事件は2件であった。

**事例** 15年9月、男（52）は、宅配会社事務所に侵入し、ガソリンをまいた上、8人を人質にして立てこもった。男は、人質7人を解放後、ガソリンを爆燃させたため、人質、警察官及び被疑者の合計3人が死亡、43人が負傷した（愛知）。

表4-3 人質立てこもり事件の認知・検挙状況（平成6～15年）

区分 \ 年次	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
認知件数（件）	13	13	13	7	5	7	5	6	12	14
検挙件数	13	13	13	7	5	7	5	6	12	14
検挙人員（人）	14	13	13	7	5	7	5	6	12	14



### 3 金融・不良債権関連事犯と企業犯罪

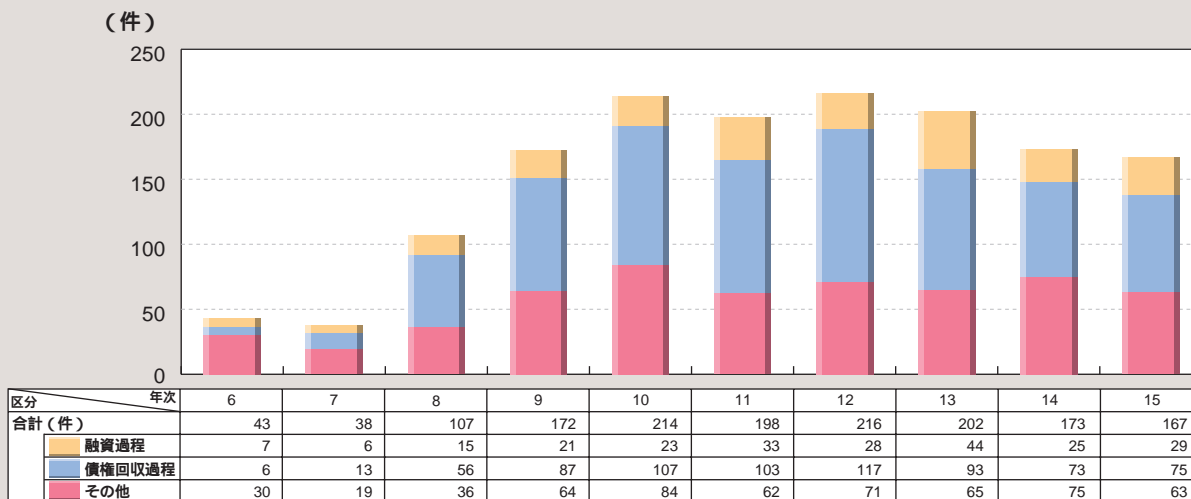
#### (1) 金融・不良債権関連事犯

我が国の経済情勢は、景気回復の兆しがみられるもののいまだ厳しく、平成15年中は、産業再生機構の設立、金融機関の実質国有化等の金融政策が進められた。こうした中、数多くの企業が経営破綻に至ったが、破綻に至る過程又は破綻処理の過程で、企業経営陣による経済取引の健全性・公正性を大きく害する不正事犯が顕在化している。

15年中の金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は167件で、6件（前年比3.5%減）減少した。

そのうち、融資過程における背任・詐欺事件等が29件で、破綻した金融機関の代表者らによる背任事件等、社会的反響の大きい事件を検挙した。また、金融機関の債権回収過程で民事執行を妨害するなどした競売入札妨害事件や強制執行妨害事件、民事再生法違反事件等を75件検挙した。そのほか、金融機関役職員による詐欺、業務上横領等を63件検挙した。

図4-12 金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の推移（平成6～15年）



#### 事例1

第二地方銀行代表取締役頭取（67）らは、自己ら及びゴルフ場経営会社等の利益を図り、同銀行に損害を加える目的をもって、その任務に背き、同社に融資を実行しても、その回収が著しく困難であることを熟知しながら、十分な担保を徴求するなど債権を回収するための適切な措置を講ずることなく、12年9月、同社に対して57億円の融資を実行した。15年3月、商法違反（特別背任罪）で検挙した（石川）。

#### 事例2

大手電機製品販売会社代表取締役（55）は、15年4月下旬、大阪地方裁判所に対し、会社とともに自己の民事再生手続開始の申立てを行い、15年6月、同手続の開始決定が確定したが、15年4月下旬ころから6月上旬ころにかけて、前後数回にわたり、自己の利益を図り、債権者を害する目的をもって、同人所有の現金約4,200万円及び株式約4万8,000株を隠匿した。15年6月、民事再生法違反（詐欺再生罪）で検挙した（大阪）。

## (2) 企業犯罪

平成15年中は、学校法人理事長らによる背任事件、会社役員らによる電気通信事業法違反事件や詐欺事件等の企業犯罪を検挙した。

### 事例1

学校法人理事長（58）らは、自己らの利益を図り、同法人に損害を与える目的をもって、その任務に背き、校舎外壁工事の請負業者に指示して工事代金を水増しした虚偽の見積書を提出させて同工事を発注し、12年中、数回にわたり、同法人に工事代金9,700万円を支払わせ、実際の工事代金との差額3,500万円相当の損害を与えるとともに、その差額を自己らの利得とした。15年9月、背任罪で検挙した（警視庁）。

### 事例2

大手消費者金融会社会長（73）らは、同社に批判的なジャーナリスト等の自宅や事務所の電話を盗聴して対策を講ずるため、電話回線に取り付けた盗聴用の発信機及び自動録音装置付受信機を用いて、同ジャーナリストらが他人と通話した内容を盗聴録音し、電気通信事業者の取扱中にかかる通信の秘密を侵した。15年11月、電気通信事業法違反で検挙した（警視庁）。

## (3) 財務捜査体制の整備

金融・不良債権関連事犯や企業犯罪のように企業の経済活動に関連して行われる犯罪の捜査では、背景、動機、実行行為等を明らかにするため、伝票、帳簿類等の客観的な資料に基づいて、企業等の財務の実態を解明することが不可欠である。

このため、平成15年4月、警察大学校に財務捜査研修センターを設置し、全国の捜査員を対象に、簿記その他の財務捜査に必要な知識や効果的な財務捜査手法等についての研修を行うとともに、最新の企業会計制度等に即した財務捜査手法等の調査研究を行っている。

また、都道府県警察では、高度な機能を備えた財務解析機器の整備を進めているほか、公認会計士等の資格を有する者や民間企業の勤務経験がある者を財務捜査官として採用するなど体制の強化に努めている。



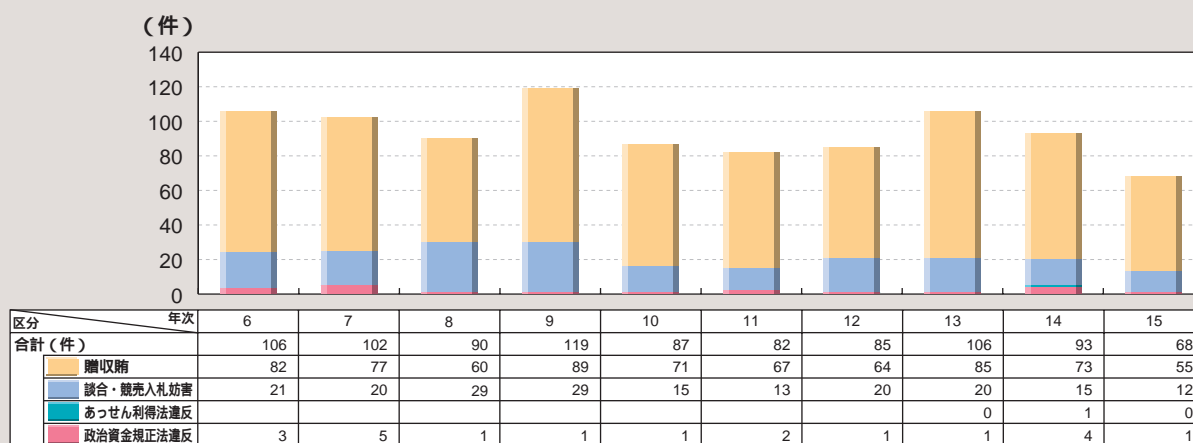
財務捜査の研修風景

## 4 政治的・構造的不正事案

国会議員が政策担当秘書の給与を詐取した事案が明らかになる一方で、地方公共団体の長や議員らによる贈収賄事件、偽計入札妨害事件、買収や違法献金等の公職選挙法違反の摘発が続くなど、政治的・構造的な不正が顕在化している。

警察では、こうした事案の捜査体制を整備するとともに、専門的知識及び技能を有する捜査員の育成強化に努めている。また、不正の実態に応じて様々な刑罰法令を適用するなどして、事案の解明を進めている。

図4-13 政治的・構造的不正事案の検挙状況（平成6～15年）



注：公職選挙法違反事件を除く。

### (1) 贈収賄事件

#### 事例1

滋賀県議会議員（59）は、ぱちんこ店経営者らから、ぱちんこ店の建替えに際し、市街化調整区域内における建替制限に抵触するにもかかわらず県担当者に建築確認等をするようにあっせんする請託を受け、その謝礼として、平成13年6月ごろと8月ごろの2回にわたって、現金合計200万円の供与を受けた。15年8月、あっせん収賄罪で検挙した（滋賀）。

#### 事例2

結城市長（62）は、同市発注の排水施設工事に、特定の土木建築会社が有利になるよう指名競争入札参加業者を選定するなど、同社に対し便宜を図ったことへの謝礼等の趣旨で、14年12月ごろ、同社役員から現金100万円の供与を受けた。15年7月、収賄罪で検挙した（茨城）。

### (2) 談合・競売入札妨害事件

#### 事例1

久賀町長（57）らは、共謀の上、平成12年8月に執行された同町発注の漁港改修工事の指名競争入札に関し、同工事の設計金額に近接する金額を土木建築会社役員に内報するなどして土木建築会社に落札させ、偽計を用いて公の入札の公正を害した。15年1月、競売入札妨害（偽計入札妨害）罪で検挙した（山口）。

**事例2**

立川市総務部契約課長（55）及び同市市民部支所長らは、共謀の上、14年12月に執行された同市発注の水道工事の指名競争入札に関し、特定の建設業者に落札させるため、同建設業者のほか、同工事の受注意欲がなく談合しやすい業者のみを選定し、同建設業者に予定価格に近接する金額で同工事を落札させ、偽計を用いて公の入札の公正を害した。15年10月、競売入札妨害（偽計入札妨害）罪で検挙した。

また、同課長に指名業者の選定をあっせんした同支所長が、15年1月下旬ころ、上記落札業者から数十万円の賄賂を收受したことが判明し、15年10月、あっせん収賄罪で検挙した（警視庁）。

**（3）選挙違反****第43回衆議院議員総選挙（平成15年11月9日施行）**

第43回衆議院議員総選挙における選挙期日後90日現在（平成16年2月7日現在）の公職選挙法違反の検挙件数は562件、検挙人員は790人（うち逮捕者206人）で、前回の第42回衆議院議員総選挙期日後90日の時点に比べ、検挙件数は10件（前回比1.8%増）増加し、検挙人員は585人（前回比42.5%減）、逮捕者は4人（前回比1.9%減）減少した。

**事例1**

当選候補者（42）は、15年10月中旬ころ、選挙運動者に対し、自己への投票及び票の取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として現金数十万円を供与するとともに、同月下旬ころ、同選挙運動者と共謀の上、他の選挙運動者数人に対し、自己への投票及び票の取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として、現金数十万円の供与をするなどした。15年11月、公職選挙法違反（買収罪等）で検挙した（愛知）。

**事例2**

当選候補者（48）らは、15年10月中旬ころ、選挙運動者に対し、自己への投票及び票の取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として現金合計数百万円を供与するとともに、同選挙運動者と共謀の上、他の選挙運動者十数人に対し、自己への投票及び票の取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として、現金合計百数十万円の供与をするなどした。15年11月、公職選挙法違反（買収罪等）で検挙した（埼玉）。

**事例3**

特別養護老人ホームの事務長（70）らは、15年11月上旬ころ、選挙管理委員会が不在者投票を行う施設として指定した同特別養護老人ホームにおいて、入居者の投票用紙を使用し、ほしのままに候補者名等を記入するなどして、投票を偽造した。15年11月、公職選挙法違反（投票偽造罪）で検挙した（和歌山）。

### 第15回統一地方選挙（平成15年4月13日施行）

第15回統一地方選挙における選挙期日後90日現在（15年7月26日現在）の公職選挙法違反の検挙件数は1,982件、検挙人員は3,396人（うち逮捕者629人）で、前回の第14回統一地方選挙期日後90日の時点に比べ、検挙件数は472件（前回比19.2%減）、検挙人員は639人（前回比15.8%減）、逮捕者は57人（前回比8.3%減）減少した。

#### 事例4

道議会議員選挙の当選候補者（62）らは、15年1月ころから3月ころにかけて、選挙運動員数人に対し、自己への投票及び票の取りまとめ等の選挙運動をしたことの報酬として現金合計数十万円を供与した。15年4月、公職選挙法違反（買収罪）で検挙した（北海道）。

#### 事例5

町消防団長である県議会議員選挙の当選候補者（49）らは、15年1月ころから4月ころにかけて、指揮監督下にある消防団員に対し、その職務上の地位を利用して、自己への投票及び票の取りまとめ等の選挙運動を依頼した。15年4月、公職選挙法違反（公務員の地位利用による選挙運動の禁止違反等）で検挙した（静岡）。

## （4）公務員犯罪

#### 事例

衆議院議員（43）は、他の衆議院議員の政策担当秘書（66）と共謀の上、自己の政策担当秘書に採用する意思も採用した事実もない2人の者について、衆議院事務局に対し、自己の政策担当秘書に採用した旨の内容虚偽の申請書等を提出して、平成8年11月ころから10年12月ころにかけて、衆議院から同人らの給与名目として合計約1,880万円を詐取した。15年7月、詐欺罪で検挙した（警視庁）。

## （5）特定の寄附の禁止違反事件、政治資金規正法違反事件

#### 事例1

横浜市議会議員（48）は、平成15年2月ころ、3回にわたり、市議会議員選挙に関し、市と請負契約関係にある建設会社2社の役員らから現金合計100万円の寄附を受けた。15年5月、公職選挙法違反（特定の寄附の禁止）で検挙した（神奈川）。

#### 事例2

宜野湾市長（64）らは、共謀の上、13年6月ころから7月ころにかけて、5回にわたり、同市内の建設業者5社から選挙運動資金として、自己が代表を務める後援会に対し、小切手（額面合計400万円）及び現金100万円の寄附を受けるとともに、同市長選挙に関し、市と請負契約関係等にある建設会社4社から寄附を受けた。15年3月、政治資金規正法違反及び公職選挙法違反（特定の寄附の禁止）で検挙した（沖縄）。

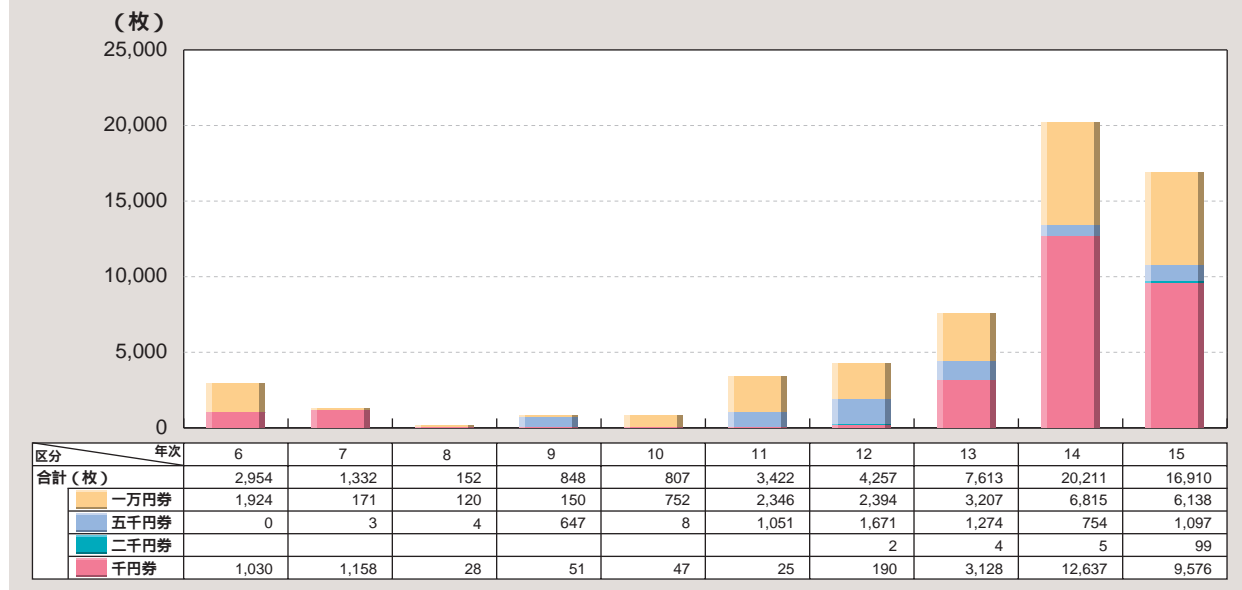
## 5 通貨偽造犯罪

### (1) 発見状況

偽造日本銀行券の発見枚数<sup>(注)</sup>は平成11年以降急激に増加し、15年中は1万6,910枚で、3,301枚(前年比16.3%減)減少しているものの、依然として高い水準で推移している。

また、警察庁に報告のあった15年中の通貨偽造に関する犯罪の検挙事件数は65件で、19件(前年比41.3%増)増加した。

図4-14 偽造日本銀行券の発見枚数の推移(平成6～15年)



### (2) 特徴的傾向と対策

最近の偽造日本銀行券は、小売店等で対面行使が可能なほど外観が本物らしいものや、両替機、自動販売機等で行使可能なものが増加している。また、同一の被疑者によって大量に偽造されるようになり、被疑者が低年齢層に広がってきているなどの傾向が認められる。パソコン、スキャナ、プリンタ等の高性能化が進み、精巧な偽造を容易に行える環境が整いつつあることが、こうした傾向を生んでいるものと考えられる。

警察では、小売店等に対する注意喚起を行うなど事業者との連携を強化して、犯行の続発防止、被疑者の早期検挙に努めている。また、自動販売機等に対する行使事件を防止するため、発行当局、自動販売機メーカー等との連携を図っている。

#### 事例

無職の男(44)は、平成12年以降14年ころまでの間、パソコン、スキャナ等を用いて金額5,000円の日本銀行券合計約2,000枚を偽造した上、書店等において行使した。15年2月、通貨偽造罪及び同行使罪で検挙した(滋賀)。

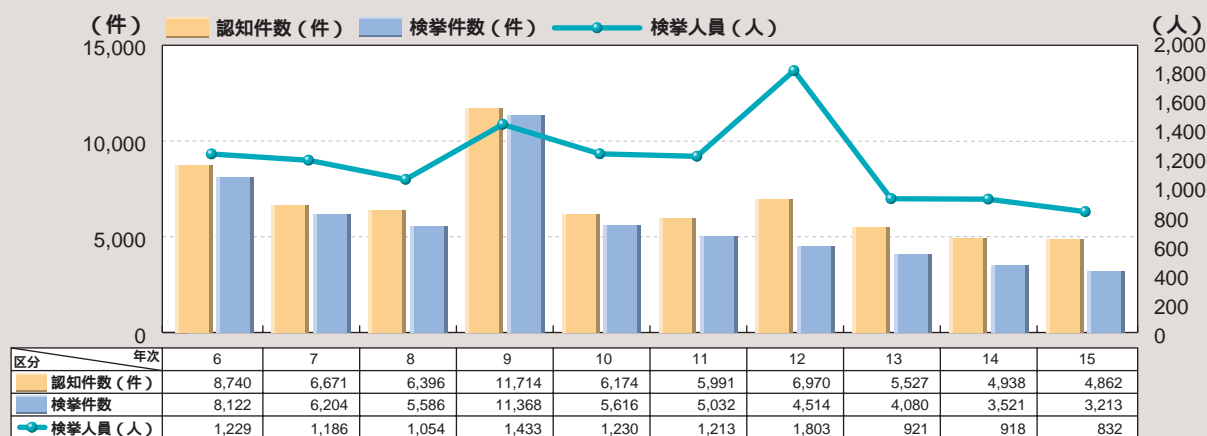
注：届出等により警察が押収した枚数

## 6 カード犯罪

### (1) カード犯罪の認知・検挙状況

カード犯罪<sup>(注1)</sup>の認知件数、検挙件数及び検挙人員は、平成13年以降いずれも減少している。15年中の検挙件数3,213件のうち、窃取・拾得したカードを使用したものは2,027件、偽造したカードを使用したものは629件で、それぞれ全体の63.1%、19.6%を占めている。

図4-15 カード犯罪の認知・検挙状況の推移（平成6～15年）



注：6年から12年までの数値は、カード犯罪のうち、クレジットカード、キャッシュカード又は消費者金融カードを悪用した犯罪の数値である。

#### 事例

マレーシア人の男（48）らは、14年4月、日本人の男（51）らと共謀の上、偽造クレジットカード作成用のプラスチック板（いわゆる生カード）約5,000枚をマレーシアから密輸入しようとして本邦に持ち込んだところ、新東京国際空港の税関職員に発見された。

その後の捜査の結果、15年7月までに、マレーシア人2人及び日本人3人を支払用カード電磁的記録不正作出器械原料準備罪、関税法違反等で検挙するとともに、東京都内のクレジットカード偽造工場を捜索し、パソコンやフロッピーディスクのほか、特殊文字用打刻機等の偽造用資機材及び生カード約1万8,000枚を押収した。押収したフロッピーディスク等には、約3,800人分のカードデータが記録されていた（千葉）。

### (2) カード犯罪対策

警察では、平成12年9月に設置された、クレジットカード発行会社により構成される全国クレジットカード犯罪対策連絡協議会を通じて、カード犯罪の発生状況や手口に関する情報を交換するとともに、クレジットカード加盟店等に捜査やスキミング<sup>(注2)</sup>等の不正使用対策への協力を呼び掛けている。

現在、関係事業者により、サイン照合等の徹底、信用照会端末の設置による照会体制の強化、CPP（Common Purchase Point：偽造されたカードの真正な所有者が共通に利用している店舗）に関する情報の収集、不正使用防止に極めて有効であると考えられるICカードの導入等の対策が進められている。

注1：クレジットカード、プリペイドカード、キャッシュカード及び消費者金融カードを悪用した犯罪

注2：真正なカードの電磁的記録を、磁気情報読取装置（スキマー）を用いて取得する行為

## 7 科学技術の捜査活動への活用

### (1) 自動車ナンバー自動読取システム

自動車盗や自動車を利用した犯罪を検挙するためには、通行する自動車の検問を実施することが有効であるが、事件を認知してから検問を開始するまでに時間を要するほか、徹底した検問を行えば交通渋滞を引き起こすおそれがあるなどの問題もある。このため、警察では、昭和61年度から、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備を進めている。

### (2) 指紋自動識別システム及び掌紋自動識別システム

指紋及び掌紋は、「万人不同」、「終生不変」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、犯罪捜査で重要な役割を果たしている。

警察庁では、昭和57年から、パターン認識技術を応用した指紋自動識別システムを導入し、遺留指紋の照合業務等を効率化した。平成10年からは、指紋を短時間で採取できるライブスキャナを導入し、現在ではすべての警察署に設置されている。

また、14年から、掌紋自動識別システムの運用を開始しており、指紋自動識別システムと併用することにより、事件の解決に役立っている。

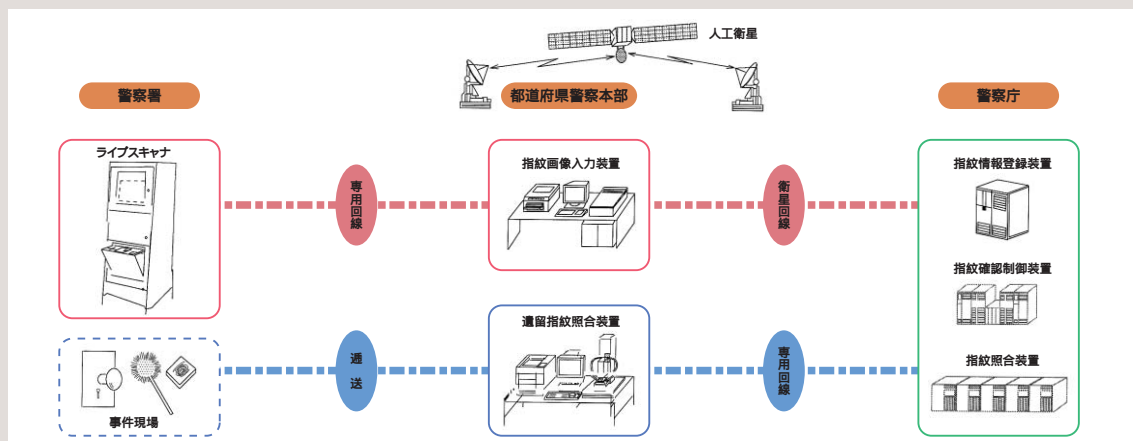


ライブスキャナ



掌紋自動識別システム

図4-16 指紋自動識別システムの概要





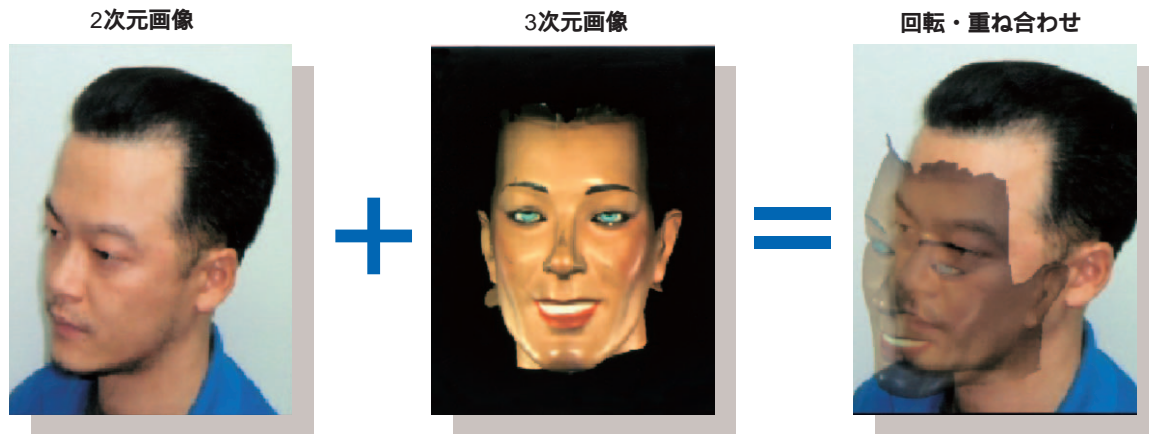
### (3) DNA型鑑定

DNA型鑑定とは、ヒトの細胞内に存在するDNA（デオキシリボ核酸）の塩基配列を分析することによって個人を高い精度で識別する鑑定法であり、警察では、平成元年から犯罪捜査に活用している。

15年度から、フラグメントアナライザーと呼ばれる自動分析装置を用いた鑑定法を導入しており、従来と比べてより古く、より微量の資料からの鑑定が可能となったほか、検査が自動化されたため、鑑定に要する時間が短縮された。

### (4) 三次元顔画像識別システム

三次元顔画像識別システムとは、金融機関等に設置された防犯カメラで撮影された犯人の顔が下を向いていたり、帽子やマスク等で顔が隠れていたりするため個人識別が困難な場合に、別に被疑者の三次元顔画像を取得し、これを防犯カメラの画像と同じ角度、同じ大きさに調整した後、両画像を重ね合わせ、個人識別を行うシステムである。新たな鑑定法として期待されており、一部の府県で活用が開始されている。



三次元顔画像識別システム

### (5) プロファイリング

プロファイリングとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用いて分析・評価することにより、犯行の連続性の推定や次回の犯行の予測、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定を行うものである。

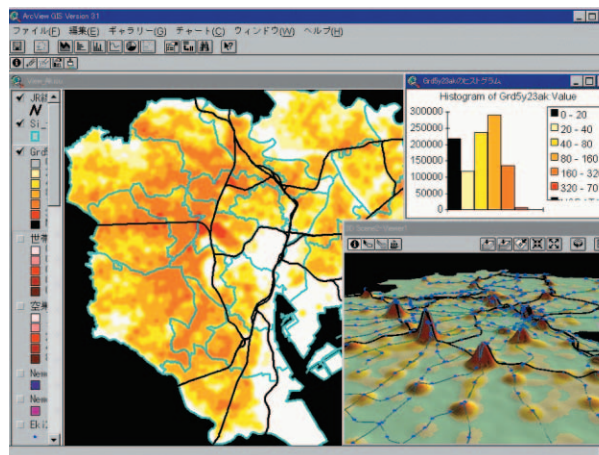
被害者と犯人とのつながりが薄い事件や、物証・目撃情報が乏しい事件のように、通常の捜査活動では解決困難な事件の捜査で効果を発揮することが期待されており、警察では、今後、導入を促進することとしている。

## （ 6 ） 犯罪情報地理分析システム

犯罪情報地理分析システムとは、地理情報システム（GIS：Geographic Information Systems）を用いて、個々の犯罪のデータを電子地図上に表示し、地理的・時間的な犯罪発生状況の比較・分析を行うことなどにより、合理的・効率的な捜査力の運用、防犯対策の実施、警察官の配置等に役立てることを目的としたものである。

例えば、類似事件の抽出や未検挙事件の分析による余罪捜査、犯罪が多発する地域や時間帯に的を絞ったよう撃捜査等のため活用することが考えられる。

同システムは、平成16年1月以降、3県（群馬県、三重県、福岡県）で試験的に整備している。



犯罪情報地理分析システム

## （ 7 ） 警察総合捜査情報システム

警察庁では、警察署、警察本部及び警察庁に設置した情報処理装置を相互に通信回線で結び、これまで個別に行われていた犯罪統計、犯罪手口及び捜査管理に関する情報を統合し、業務負担の軽減、処理時間の短縮を図るとともに、事件に関する情報をデータベース化して多角的な活用を可能とする警察総合捜査情報システムを整備しており、平成16年1月から運用を開始した。

## （ 8 ） 組織犯罪対策情報管理システム

暴力団や来日外国人犯罪組織等の犯罪組織は、ますます、その活動領域を拡大するとともに、凶悪犯、窃盗犯、薬物犯罪、銃器犯罪等多岐にわたる犯罪に関与するようになっている。また、金融ブローカー等と結託した債権回収等様々な方法により、不正な資金を獲得しようとする動向を強めている。

そこで、警察庁では、犯罪組織に関する情報をデータベース化して全国的に共有する組織犯罪対策情報管理システムの整備を進め、犯罪組織の活動実態の解明と個別事件における内偵捜査の効率化・検挙の推進を図っている。

## 8 捜査力の充実強化

### (1) 捜査体制の整備

#### 組織・人員の効率的な運用と捜査員の増強

犯罪情勢の悪化に伴い、捜査すべき事件の数は増加し、その内容も複雑化・高度化している。これに対し、警察では、業務の合理化を徹底しているほか、刑事部門と他の部門が連携した横断的なプロジェクトチームを設けたり、機動捜査隊等警察本部の執行隊を情勢に応じて集中配置したりするなど、限られた組織・人員の効率的な運用に努めている。

他方、こうした取組みにもかかわらず、多発する事件に捜査と検挙が追いつかないのが現状で、それが検挙率の低迷となって現れていることから、効率的運用や合理化を進めてもなお不足する捜査員の増強を行い、捜査体制を強化している。

#### 初動捜査体制の整備

事件発生時に迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することが、犯罪の広域化・スピード化が進む中、より重要になっている。

このため、平素から自動車の機動力を活用した捜査活動を実施し、事件発生時には現場や関係箇所に急行して犯人確保その他の捜査活動を行う機動捜査隊や、現場鑑識活動が特に重視される事件について、高度な鑑識活動を行うため現場に臨場する機動鑑識隊(班)を編成し、24時間体制で事件の発生に備えている。



機動捜査隊の活動

#### 鑑識活動の強化・鑑定技術の高度化

犯罪の現場等から採取した資料は、捜査段階では犯人の絞り込みや特定のために活用され、その後の公判でも犯罪の立証上極めて重要な役割を担う。

これを実現するための鑑識及び鑑定について、警察では、機動鑑識隊(班)や現場科学検査班等の設置運用により、現場鑑識活動を強化しているほか、科学技術の発達に即応した、最新の知見を生かした関連技術の研究開発や資機材の開発・整備を推進し、その高度化や効果的活用を図っている。



現場鑑識活動

### 広域捜査体制の整備

通信手段や交通手段の発達等を背景に、多くの犯罪では複数の都道府県にまたがる捜査が必要となっており、また、犯行後に素早く他の都道府県に逃亡する例や、同一犯人が広域にわたって連続的に犯罪を敢行する例も後を絶たない。我が国の警察組織は都道府県を単位としているため、こうした事象に対応するためには、都道府県警察が相互に緊密に連携して捜査を行うことが重要となる。

このため、都府県境をまたがって連続的に市街地が形成されている区域等において、事件発生時の初動措置を迅速かつ的確なものとするため、都道府県警察の単位を超えて広域的に捜査やそれに必要な訓練を行う広域捜査隊の編成が進められており、平成16年4月現在、11地域を対象に都道府県警察間の協定が締結されている。

また、広域にわたる重要事件が発生した場合には、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う「合同捜査」や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う「共同捜査」を積極的に推進している。15年には、コンビニエンスストアを対象とした連続強盗事件、来日外国人や暴力団関係者による組織窃盗事件等を始め、数多くの事件を合同捜査や共同捜査により検挙した。

### 専門捜査員制度の運用

専門捜査員制度とは、航空機事故や列車事故のように、捜査に特別の専門的知識等を必要とする一方で、発生が稀であるなどの事情により、専門的知識等を有する警察職員が少ない事案に対処するため、あらかじめそうした職員を「専門捜査員」として登録し、他の都道府県で発生した事件であっても活用することができるようにする制度である。16年4月には、専門捜査員の派遣をより円滑にするため、犯罪捜査共助規則を改正した。

## (2) 捜査員の育成

「捜査は人なり」と言われ、捜査力の充実強化には、優れた人材を登用し、その知識及び能力を伸ばすことが不可欠である。このため、都道府県警察では、刑事部門の捜査員として任用する者の選考に当たっては、適性を的確に見極めるとともに、任用予定者に対して所定の教育訓練を行っている。警察学校で教育した知識、理論及び技能は、ベテランの捜査員とともにを行う実務を通じて、実践的に体得させるよう努めている。

また、犯罪捜査には、特定分野に関する高度な専門知識、専門技能が必要とされることが多く、その傾向は、経済社会の進歩に伴い強くなっているため、警察大学校等において、特殊事件捜査、科学捜査、財務捜査等に従事する者に専門的な教育訓練を施している。